

平成 26 年度第 21 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 11 月 27 日(木) 午前 9 時 58 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 2 号、協議事項 1 から協議事項 7 まで及び報告事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 条例案に対する意見について (公開)

議案第 2 号 平成 26 年度岩手県警察官 (警部補・巡査部長) 昇任候補者名簿を確定することについて (非公開)

協議事項 1 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について (非公開)

協議事項 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (非公開)

協議事項 3 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について (非公開)

協議事項 4 初任給調整手当に関する規則の一部改正について (非公開)

協議事項 5 通勤手当に関する規則の一部改正について (非公開)

協議事項 6 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について (非公開)

協議事項 7 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (非公開)

報告事項 1 平成 26 年度岩手県警察官 (武道指導) 採用選考の実施結果について (非公開)

報告事項 2 平成 26 年 12 月県議会定例会の会期・日程等について (公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕

条例案に対する意見について、決定した。

〔報告事項 2〕

平成 26 年 12 月県議会定例会の会期・日程等について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔議案第 2 号〕

平成 26 年度岩手県警察官 (警部補・巡査部長) 昇任候補者名簿を確定することについて、決定した。

〔協議事項 1〕

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 2〕

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 3〕

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 4〕

初任給調整手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 5〕

通勤手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 6〕

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 7〕

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔報告事項 1〕

平成 26 年度岩手県警察官（武道指導）採用選考の実施結果について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第 1 号

条例案に対する意見について

平成26年11月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

1 趣旨

平成26年12月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第8号）
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第9号）
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（議案第10号）
- (4) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第11号）
- (5) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第12号）
- (6) 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（議案第18号）
- (7) 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第19号）

人 委 職 第 号
平成26年 月 日

岩手県議会議長 千葉 伝 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

平成26年11月26日付け議第203号により意見を求められた下記条例案は、適当なもの
のと認められます。

記

議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第11号 一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第19号 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

平成26年12月県議会に提案された職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものである。

2 提出される条例案

条例の名称及び改正趣旨等

議案番号	条例名	条例案の趣旨	人事委員会勧告との関係
議案第8号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額の変更 期末手当の支給割合の変更 	【勧告】 【勧告】
議案第9号	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額の変更 期末手当の支給割合の変更 	【勧告】 【勧告】
議案第10号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額の変更 初任給調整手当の支給限度額の変更 通勤手当の支給限度額の変更 勤勉手当の支給割合の変更 寒冷地手当の支給地域の改正 主幹教諭の設置に伴う所要の改正 	【勧告】 【勧告】 【報告】 【勧告】 【勧告】 —
議案第11号	一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額の変更 	【報告】
議案第12号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 教員特殊業務手当の支給限度額の変更 主幹教諭の設置に伴う所要の改正 	【報告】 —
議案第18号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額の変更 通勤手当の支給限度額の変更 勤勉手当の支給割合の変更 寒冷地手当の支給地域の改正 	【勧告】 【報告】 【勧告】 【勧告】
議案第19号	市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額の変更 	【報告】

3 条例案の内容

別添の各条例案の改正内容のとおり。

4 条例案意見（事務局案）

別添資料のとおり適当なものと認められる。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第8号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

(2) 改正内容

ア 特定任期付職員の給料月額を引き上げること。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定すること。（第9条関係）

(ア) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き上げること。

(イ) 12月に支給する場合においては、100分の155(平成26年12月にあっては、100分の157.5)に引き上げること。

現行			平成26年度			平成27年度		
6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
1.375	1.525	2.90	1.375	1.575	2.95	1.40	1.55	2.95

(3) 施行期日等（附則関係）

ア この条例は、公布の日から施行すること。ただし、(2)イ(ア)及び(2)イ(イ)（平成26年12月に係る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

イ (2)アによる改正後の給料月額は、平成26年4月1日から、(2)イ(イ)による改正後の平成26年12月に係る期末手当の支給割合は、平成26年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

ウ 所要の経過措置を講ずること。（附則第3項関係）

2 条例案の検討

人事委員会報告及び勧告との関係

項目	人事委員会報告及び勧告の内容	条例改正の内容														
給料表	【勧告】 給料表を引上げ改定すること。	完全実施														
期末手当 支給割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>H26</th> <th colspan="3">H27年度以降</th> </tr> <tr> <th>12月期</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定任期付職員</td> <td>1.575</td> <td>1.40</td> <td>1.55</td> <td>2.95</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27年度以降			12月期	6月期	12月期	合計	特定任期付職員	1.575	1.40	1.55	2.95	完全実施
	H26		H27年度以降													
	12月期	6月期	12月期	合計												
特定任期付職員	1.575	1.40	1.55	2.95												

3 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・人事委員会勧告のとおり実施するものであること。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第9号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会勧告に鑑み、任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

(2) 改正内容

ア 任期付研究員の給料月額を引き上げること。（第5条関係）

イ 任期付研究員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定すること。（第6条関係）

(ア) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き上げること。

(イ) 12月に支給する場合においては、100分の155(平成26年12月にあっては、100分の157.5)に引き上げること。

現行			平成26年度			平成27年度		
6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
1.375	1.525	2.90	1.375	1.575	2.95	1.40	1.55	2.95

(3) 施行期日等（附則関係）

ア この条例は、公布の日から施行すること。ただし、(2)イ(ア)及び(2)イ(イ)（平成26年12月に係る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

イ (2)アによる改正後の給料月額は、平成26年4月1日から、(2)イ(イ)による改正後の平成26年12月に係る期末手当の支給割合は、平成26年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

ウ 所要の経過措置を講ずること。（附則第3項関係）

2 条例案の検討

人事委員会報告及び勧告との関係

項目	人事委員会報告及び勧告の内容	条例改正の内容														
給料表	【勧告】 給料表を引上げ改定すること。	完全実施														
期末手当 支給割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>H26</th> <th colspan="3">H27年度以降</th> </tr> <tr> <th>12月期</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任期付研究員</td> <td>1.575</td> <td>1.40</td> <td>1.55</td> <td>2.95</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27年度以降			12月期	6月期	12月期	合計	任期付研究員	1.575	1.40	1.55	2.95	完全実施
	H26		H27年度以降													
	12月期	6月期	12月期	合計												
任期付研究員	1.575	1.40	1.55	2.95												

3 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・人事委員会勧告のとおり実施するものであること。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（議案第10号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び通勤手当の支給限度額並びに勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をしようとするものである。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（第1条関係）

給料表の引上げ改定を行うこと。

イ 諸手当の改定等（第1条関係）

(7) 初任給調整手当

医師等に支給される初任給調整手当の支給月額の限度額を410,900円から412,200円に引き上げること。

(イ) 通勤手当

交通用具使用者に係る支給月額の限度額を35,000円から38,300円に引き上げること。

(ウ) 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。

	平成26年度						平成27年度			
	現行			改正後			6月	12月	計	
	6月	12月	計	6月	12月	計				
一般職員	0.675	0.675	1.35	0.675	0.725	1.40	0.700	0.700	1.40	
特定幹部職員	0.875	0.875	1.75	0.875	0.925	1.80	0.900	0.900	1.80	
再任用職員	一般職員	0.325	0.325	0.65	0.325	0.375	0.70	0.350	0.350	0.70
	特定幹部職員	0.425	0.425	0.85	0.425	0.475	0.90	0.450	0.450	0.90

(エ) 寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を改めること。

ウ 平成27年4月1日における号給の調整（第1条関係）

給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復を実施すること。

エ 給与構造改革の経過措置の廃止（第2条関係）

給与構造改革の経過措置を平成27年4月以降廃止すること。

オ 県立中学校に主幹教諭を置くことに伴う所要の改正（第1条関係）※別添資料

主幹教諭を教育職給料表(2)の適用対象とすること及び主幹教諭を義務教育等教員特別手当の支給対象とすること。

(3) 施行期日等（附則関係）

ア この条例は、公布の日から施行する。ただし、(2)イ(イ)は平成27年1月1日から、(2)イ(ウ)（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、(2)イ(エ)、(2)オは同年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

イ (2)ア及び(2)イ(ア)は平成26年4月1日から、(2)イ(ウ)（平成26年度の支給割合改定に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

ウ 寒冷地手当の支給地域の改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。（附則第4項～附則第7項関係）

エ 所要の経過措置等を講ずること。（附則第3項及び附則第8項～第12項関係）

2 条例案の検討

(1) 人事委員会報告及び勧告との関係

項目	人事委員会報告及び勧告の内容	条例改正の内容																												
給料表	【勧告】 全給料表を引上げ改定すること。	完全実施																												
初任給調整手当	【勧告】 ・医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を412,200円とすること。 ・医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,300円とすること。	完全実施																												
通勤手当	【報告】 県内の最近のガソリン価格の動向等を考慮し、今後の改定の必要性について検討することが適当。	ガソリン価格の動向等を考慮し、引上げ改定																												
勤勉手当支給割合	【勧告】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27 年度以降</th> </tr> <tr> <th>12 月期</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の職員</td> <td>0.725</td> <td>0.700</td> <td>0.700</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>特定幹部職員</td> <td>0.925</td> <td>0.900</td> <td>0.900</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用職員</td> <td>一般の職員</td> <td>0.375</td> <td>0.350</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>特定幹部職員</td> <td>0.475</td> <td>0.450</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table>		H26		H27 年度以降		12 月期	6 月期	12 月期	合計	一般の職員	0.725	0.700	0.700	1.40	特定幹部職員	0.925	0.900	0.900	1.80	再任用職員	一般の職員	0.375	0.350	0.70	特定幹部職員	0.475	0.450	0.90	完全実施
	H26		H27 年度以降																											
	12 月期	6 月期	12 月期	合計																										
一般の職員	0.725	0.700	0.700	1.40																										
特定幹部職員	0.925	0.900	0.900	1.80																										
再任用職員	一般の職員	0.375	0.350	0.70																										
	特定幹部職員	0.475	0.450	0.90																										
寒冷地手当	【勧告】 ・寒冷地手当の支給地域を見直すこと。 ・この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講じること。	完全実施																												
	【報告】 ・引き続き指定基準を満たすにも関わらず、前回の見直し以降の市町村合併により指定解除となる地域については、支給の必要性について検討することが適当。	旧田老町、旧新里村、旧川井村を支給地域として存置																												
平成27年4月1日における号給の調整	【勧告】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>対象年齢（実施日時点）</th> <th>回復号給数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成27年 4月1日</td> <td>41歳以上 46歳未満</td> <td>1号給</td> </tr> <tr> <td>39歳以上 41歳未満</td> <td>2号給</td> </tr> <tr> <td>39歳未満</td> <td>3号給</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	対象年齢（実施日時点）	回復号給数	平成27年 4月1日	41歳以上 46歳未満	1号給	39歳以上 41歳未満	2号給	39歳未満	3号給	完全実施																		
実施日	対象年齢（実施日時点）	回復号給数																												
平成27年 4月1日	41歳以上 46歳未満	1号給																												
	39歳以上 41歳未満	2号給																												
	39歳未満	3号給																												
給与構造改革の経過措置の廃止	【勧告】 給与構造改革の経過措置を平成27年4月1日で廃止すること。	完全実施																												

(2) 人事委員会の報告を受けて改定される内容

ア 通勤手当を改定する理由

- ・ガソリン価格の上昇により、通勤に係る所要額に応じた手当のカバー率が100%を割り込む区分について、手当額を引き上げること。

(参考) 算定に当たっての条件

- ・ガソリン単価：162円/ℓ（過去1年（H25.10～H26.9）の平均額）
- ・燃費：12km/ℓ

○人事課：直近1年間の県内ガソリン価格（石油情報センター「給油所石油製品」価格情報）

	H25			H26								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
価格（円）	159	158	158	158	158	158	163	164	166	169	168	167
平均（円）	<u>162 (162.2)</u>											

※前年同期比：+9.4円（前年平均152.8円）

※前回引上げ改定時（H20）：160円（石油情報センター「給油所石油製品」価格情報）

○人委勧告検討時：157.9円（総務省統計局「小売物価統計調査」（盛岡市））

※前年同期比：+10.6円（前年平均147.3円）

(参考) 東北各県との比較

制度の状況

	65.0km	上 限	
	金 額	金 額	距 離
青森	37,000円	44,000円	80.0km
岩手	35,000円	35,000円	65.0km
宮城	33,000円	33,000円 《49,700円》	60.0km 《70.0km》
秋田	35,400円	38,100円 《51,400円》	70.0km 《90.0km》
山形	40,000円	53,000円	110.0km
福島	41,500円	50,400円	80.0km

※ 宮城、秋田の《 》内は、平成26年度の人事委員会勧告による金額及び距離

イ 寒冷地手当を改定する理由

- ・人事委員会報告で言及のあった、市町村合併により国において支給対象外とされた地域については、引き続き支給地域として存置すること。

(具体的改定内容)

- ・支給対象外となる地域 山田町 (指定基準を満たさないため)
- ・新たに支給対象となる地域 旧花泉町、旧藤沢町、旧室根村、旧川崎村 (合併に伴うもの)
- ・引き続き支給対象とする地域 旧田老町、旧新里村、旧川井村 (指定基準を満たすため)

3 条例案意見 (事務局案)

適当なものと認められる。

【理由】

- ・給料表、初任給調整手当、勤勉手当、平成27年4月1日における号給の調整、給与構造改革に経過措置の廃止については、人事委員会勧告を完全実施するものであること。
- ・通勤手当については、ガソリン価格が緩やかな下落傾向にあるものの、前回引上げ改定時 (H20、160円/ℓ (石油情報センター)) と比較して高い水準にあり、直近1年の平均値で手当の改定の必要性を検討するというこれまでの例に従ったものであること。
- ・寒冷地手当については、人事委員会報告及び勧告で言及した内容を踏まえて改正されるものであること。
- ・教育職給料表(2)及び義務教育等教員特別手当については、主幹教諭を県立中学校に置くことに伴う所要の改正であり、すでに置いている市町村立小中学校の主幹教諭の給与の処遇を踏まえたものであること。

一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第11号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会報告に鑑み、特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額を改定する等所要の改正をしようとするものである。

(2) 改正内容

特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額に係る調整数を1.25から1に引き下げ、所要の改正をすること。（別表関係）

(3) 施行期日等（附則関係）

平成27年4月1日

2 条例案の検討

(1) 人事委員会報告及び勧告との関係

項目	人事委員会報告及び勧告の内容	条例改正の内容
調整額	<p>【報告】</p> <p>他の都道府県における教員給与の見直し内容を十分に踏まえながら、教員特殊業務手当及び調整額について適切な見直しを行うことが適当であると考える。</p>	<p>引下げ改定 調整数 1.25→1.00</p>

(2) 給料の調整額を改定する理由

特別支援学校等の教員の勤務の特殊性は引き続き認められるものの、通常の学校（学級）の教員も特別支援教育を担うことが求められるようになっており、その均衡上、縮減することに妥当性があることから、国の方針どおり縮減を実施することが適当であること。

【参考】文部科学省：平成26年度義務教育費国庫負担金（予算）

- ① 教員特殊業務手当 25%引き上げ（H26.10～）
- ・ 部活動指導業務 4時間 2,400円 → 3,000円
 - ・ 非常災害時等の緊急業務 8時間 6,000円～6,400円 → 7,500円～8,000円
 - ・ 修学旅行等引率指導業務 8時間 3,400円 → 4,250円
 - ・ 対外運動協議等引率指導業務 8時間 3,400円 → 4,250円
- ② 給料の調整額 調整数 1.25 → 1（本給の3.75% → 3%）（H26.10～）
- ③ 管理職手当 校長について、新たな算定率の区分を設定（H26.10～）
- ・ 現状 15%、16.25%、17.5%の3区分 → 20%相当の区分を新設

3 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

・ 人事委員会勧告の報告において言及した内容を踏まえて改正されるものであり、適当であると認められるものであること。

(参考) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

改正前			改正後		
別表 適用区分表 (第2条関係)			別表 適用区分表 (第2条関係)		
勤務 箇所	職 員	調整数	勤務 箇所	職 員	調整数
[略]			[略]		
特別 支援学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手	1.25	特別 支援学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手	1
	(2) 養護教諭、栄養教諭、養護助教諭及び寄宿舍指導員			(2) 養護教諭、栄養教諭、養護助教諭及び寄宿舍指導員	
	(3) 校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手((1)に掲げる者を除く。)	1			
[略]			[略]		

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（議案第12号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会報告に鑑み、教員特殊業務手当の支給限度額を引き上げ、及び県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めようとするものである。

(2) 改正内容

ア 教員特殊業務手当の支給限度額を日額6,400円から8,000円に引き上げること。（第19条の2第2項関係）

【現状の教員特殊業務手当】		【額改定の方向性】
非常災害時等緊急業務	①非常災害	日額 6,400 円 (7 h 30m以上) 日額 12,800 円 (甚大災害時)
	②生徒の救急	日額 6,000 円 (7 h 30m以上)
	③生徒の補導	日額 6,000 円 (")
修学旅行等指導業務	日額 3,400 円 (")	日額 8,000 円
対外運動競技等引率指導業務	日額 3,400 円 (")	日額 16,000 円 (甚大災害時)
部活動指導業務	日額 2,400 円 (3 h 30m以上)	日額 7,500 円
	日額 3,400 円 (7 h 30m以上)	日額 7,500 円
入学試験業務	日額 1,800 円 (7 h 30m以上)	日額 4,250 円
		日額 4,250 円
		(3 h 30m以上) 日額 3,000 円
		(7 h 30m以上) 日額 4,250 円
		日額 1,800 円

イ 県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めること。（第19条の2第1項関係）

(3) 施行期日（附則関係）

ア この条例は、平成27年1月1日から施行すること。ただし、(2)イは、同年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

イ 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

2 条例案の検討

(1) 人事委員会報告及び勧告との関係

項目	人事委員会報告及び勧告の内容	条例改正の内容
教員特殊業務手当	【報告】 他の都道府県における教員給与の見直し内容を十分に踏まえながら、教員特殊業務手当及び調整額について適切な見直しを行うことが適当であると考えます。	引上げ改定 25%増

(2) 教員特殊業務手当を改定する理由

- ・ 週休日等に行われる部活動指導業務等は、教員の負担になっている現実に鑑み、国の予算措置に合致するよう、引上げを行うことが適当と認められること。
- ・ 部活動指導業務の国の予算措置にない7時間45分程度の区分(3,400円)についても、心身負担が同程度である対外運動競技等引率指導業務に同程度の従事時間で支給することとの均衡から、同業務と同額の4,250円に改めることが適当と考えられること。

【参考】文部科学省：平成26年度義務教育費国庫負担金（予算）

- ① 教員特殊業務手当 25%引き上げ (H26.10～)
- ・ 部活動指導業務 4時間 2,400円 → 3,000円
 - ・ 非常災害時等の緊急業務 8時間 6,000円～6,400円 → 7,500円～8,000円
 - ・ 修学旅行等引率指導業務 8時間 3,400円 → 4,250円
 - ・ 対外運動協議等引率指導業務 8時間 3,400円 → 4,250円
- ② 給料の調整額 調整数 1.25 → 1 (本給の 3.75% → 3%) (H26.10～)
- ③ 管理職手当 校長について、新たな算定率の区分を設定 (H26.10～)
- ・ 現状 15%、16.25%、17.5%の3区分 → 20%相当の区分を新設

3 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 教員特殊業務手当の支給限度額については、人事委員会勧告の報告において言及した内容を踏まえて改正されるものであり、適当であると認められるものであること
- ・ 教員特殊業務手当の支給対象に主幹教諭を加えることについては、市町村立小中学校の主幹教諭の給与の処遇との均衡を図ることを踏まえたものであること。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（議案第18号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会勧告等に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をしようとするものである。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（第1条関係）

給料表の引上げ改定を行うこと。

イ 諸手当の改定等（第1条関係）

(ア) 通勤手当

交通用具使用者に係る支給月額の限度額を35,000円から38,300円に引き上げること。

(イ) 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。

	平成26年度						平成27年度		
	現行			改正後					
	6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	0.675	0.675	1.35	0.675	0.725	1.40	0.700	0.700	1.40
再任用職員	0.325	0.325	0.65	0.325	0.375	0.70	0.350	0.350	0.70

(ウ) 特殊勤務手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を一部改正することに伴い、所要の整備を行うこと。

(エ) 寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を改めること。

ウ 平成27年4月1日における号給の調整（第1条関係）

給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復を実施すること。

エ 給与構造改革の経過措置の廃止（第2条関係）

給与構造改革の経過措置を平成27年4月以降廃止すること。

(3) 施行期日等（附則関係）

ア この条例は、公布の日から施行する。ただし、(2)イ(ア)は平成27年1月1日から、(2)イ(イ)（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、(2)イ(エ)及び(2)イ(ウ)は同年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

イ (2)アは平成26年4月1日から、(2)イ(イ)（平成26年度の支給割合改定に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

ウ 寒冷地手当の支給地域を改めることに伴い、所要の経過措置を講ずること。（附則第4項～附則第7項関係）

エ 所要の経過措置等を講ずること。（附則第3項、第8項及び第9項関係）

2 条例案の検討

(1) 人事委員会報告及び勧告との関係

- ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に同じ（初任給調整手当を除く）。

(2) 特殊勤務手当を改定する理由

- ・一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を一部改正することに伴い、所要の整備を行うこと。

3 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・特殊勤務手当以外の項目は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に同じ（初任給調整手当を除く）。
- ・特殊勤務手当については、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を一部改正することに伴い、所要の整備を行うものであること。

(参考) 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、県立学校職員の例による。<u>ただし、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第19条の2の規定の例による教員特殊業務手当の支給を受ける者の範囲には、主幹教諭を含むものとする。</u></p> <p>3 前項の場合において、<u>県立学校職員については、人事委員会が定めるものとされている事項については、県人事委員会規則で定める。</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、<u>県立学校職員については、人事委員会が定めるものとされている事項については、県人事委員会規則で定める。</u></p>

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第19号）

1 条例案の内容

(1) 趣旨

人事委員会報告に鑑み、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額を改定しようとするものである。

(2) 改正内容

特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額に係る調整数を1.25から1に引き下げること。（別表関係）

(3) 施行期日（附則関係）

平成27年4月1日

2 条例案の検討

一般職の職員の給料の調整額に関する条例に同じ。

3 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・一般職の職員の給料の調整額に関する条例に同じ。

（参考）市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

改正前			改正後		
別表 適用区分表（第2条関係）			別表 適用区分表（第2条関係）		
勤務 箇所	職 員	調整数	勤務 箇所	職 員	調整数
[略]			[略]		
小学校及び 中学校	[略]	1.25	小学校及び 中学校	[略]	1
[略]			[略]		

県立中学校への主幹教諭の配置に伴う関係条例の改正について

1 主幹教諭の配置の概要

(1) 配置先

県立一関第一高等学校附属中学校（以下「関一附属中」という。）

(2) 配置時期

平成 27 年 4 月 1 日

(3) 配置理由

- ① 関一附属中の校長は一関第一高等学校の校長が兼務しており、関一附属中の副校長が実質的な学校経営の中核を担っているため、校長及び副校長を補佐し、保護者や地域との対外的な対応や教諭を束ねる役割を持つ主幹教諭を配置することにより、副校長の負担を軽減するとともに学校の組織運営体制を強化し、関一附属中の教育の充実を図る。
- ② 主幹教諭の配置については、全学年が揃った平成 23 年度以降、副校長の業務負担などを踏まえながら検討してきたところであるが、今年度第 1 回卒業生が一関第一高等学校を卒業する予定となっており、来年度以降、附属中学校の成果の検証及び課題の明確化など、中高連携に係る業務が増大していくことが見込まれることから、平成 27 年度から配置することとしたもの。

(4) 職務内容

すでに配置されている市町村立小中学校の主幹教諭と同じ

（学校教育法に規定する主幹教諭の職務）

主幹教諭は、校長（副校長を置く中学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

(5) 給与上の処遇

市町村立小中学校の主幹教諭と同じ

給料の格付	給料の 特別調整額	期末・勤勉手当 役職加算割合	教職調整額	義務教育等 教員特別手当	教員特殊 業務手当	主任手当
（給与条例） 教育職給料表(2) 特 2 級	支給不可	10/100	支給	支給	支給	支給不可

2 関係条例の改正

(1) 一般職の職員の給与に関する条例

- ・ 第 40 条の 2 第 3 項：義務教育等教員特別手当の支給対象に主幹教諭を追加
- ・ 教育職給料表(2)の備考：給料表を適用する職名に主幹教諭を追加

(2) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

- ・ 第 19 条の 2：教員特殊業務手当の支給対象に主幹教諭を追加

(3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例

- ・ 第 25 条第 2 項ただし書：特殊勤務手当の支給対象は県立学校職員の例によることとするにあたり主幹教諭を含むとした規定を削除

参考

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 特定任期付職員の給料月額を引き上げること。(第7条関係)
- 2 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定すること。(第9条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き上げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の155(平成26年12月にあっては、100分の157.5)に引き上げること。

現 行			平成26年度			平成27年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.375	1.525	2.90	1.375	1.575	2.95	1.40	1.55	2.95

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2(1)及び(2)(平成26年12月に係る部分を除く。)は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 1による改正後の給料月額は、平成26年4月1日から、2(2)による改正後の平成26年12月に係る期末手当の支給割合は、平成26年12月1日から適用すること。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずること。(附則第3項関係)

参考

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 任期付研究員の給料月額を引き上げること。(第5条関係)
- 2 任期付研究員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定すること。(第6条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き上げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の155(平成26年12月にあっては、100分の157.5)に引き上げること。

現 行			平成26年度			平成27年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.375	1.525	2.90	1.375	1.575	2.95	1.40	1.55	2.95

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2(1)及び(2)(平成26年12月に係る部分を除く。)は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 1による改正後の給料月額は、平成26年4月1日から、2(2)による改正後の平成26年12月に係る期末手当の支給割合は、平成26年12月1日から適用すること。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずること。(附則第3項関係)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び通勤手当の支給限度額並びに勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をしようとするものである。

第2 条例案の内容

1 給料表の改定等（第1条関係）

- (1) 給料表の引上げ改定を行うこと。
- (2) 主幹教諭を教育職給料表(2)の適用対象とすること。

2 諸手当の改定等（第1条関係）

(1) 初任給調整手当

医師等に支給される初任給調整手当の支給月額の限度額を410,900円から412,200円に引き上げること。

(2) 通勤手当

交通用具使用者に係る支給月額の限度額を35,000円から38,300円に引き上げること。

(3) 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。

	平成26年度						平成27年度			
	現行			改正後						
	6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計	
一般職員	0.675	0.675	1.35	0.675	0.725	1.40	0.700	0.700	1.40	
特定幹部職員	0.875	0.875	1.75	0.875	0.925	1.80	0.900	0.900	1.80	
再任用職員	一般職員	0.325	0.325	0.65	0.325	0.375	0.70	0.350	0.350	0.70
	特定幹部職員	0.425	0.425	0.85	0.425	0.475	0.90	0.450	0.450	0.90

(4) 義務教育等教員特別手当

主幹教諭を支給対象とすること。

(5) 寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を改定すること（旧花泉町、旧藤沢町、旧室根村、旧川崎村を支給地域とし、山田町を非支給地域とするもの）。

3 平成27年4月1日における号給の調整（第1条関係）

給与構造改革の経過措置の廃止に併せて、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復を実施すること。

4 給与構造改革の経過措置の廃止（第2条関係）

給与構造改革の経過措置を平成27年4月以降廃止すること。

5 附則関係（施行期日等）

- (1) この条例は、公布の日から施行する。ただし、2(2)は平成27年1月1日から、1(2)、2(3)（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2(4)及び2(5)は平成27年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 1(1)及び2(1)は平成26年4月1日から、2(3)（平成26年度の支給割合改定に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）
- (3) 寒冷地手当の支給地域の改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。（附則第4項～附則第7項関係）
- (4) 所要の経過措置等を講ずること。（附則第3項及び附則第8項～第12項関係）

参考

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

教員特殊業務手当の支給限度額を引き上げ、及び県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 教員特殊業務手当の支給限度額を日額6,400円から8,000円に引き上げること。(第19条の2第2項関係)
- 2 県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めること。(第19条の2第1項関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年1月1日から施行すること。ただし、2は、同年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

参考

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

教員特殊業務手当の支給限度額を引き上げ、及び県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 教員特殊業務手当の支給限度額を日額6,400円から8,000円に引き上げること。(第19条の2第2項関係)
- 2 県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めること。(第19条の2第1項関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年1月1日から施行すること。ただし、2は、同年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第2項関係)

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をしようとするものである。

第2 条例案の内容

1 給料表の改定（第1条関係）

給料表の引上げ改定を行うこと。

2 諸手当の改定等（第1条関係）

(1) 通勤手当

交通用具使用者に係る支給月額の限度額を35,000円から38,300円に引き上げること。

(2) 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。

		平成26年度						平成27年度		
		現行			改正後					
		6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	勤勉	0.675	0.675	1.35	0.675	0.725	1.40	0.700	0.700	1.40
再任用職員	勤勉	0.325	0.325	0.65	0.325	0.375	0.70	0.350	0.350	0.70

(3) 特殊勤務手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を一部改正することに伴い、所要の整備を行うこと。

(4) 寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を改めること（旧花泉町、旧藤沢町、旧室根村、旧川崎村を支給地域とし、山田町を非支給地域とするもの）。

3 平成27年4月1日における号給の調整（第1条関係）

給与構造改革の経過措置の廃止に併せて、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復を実施すること。

4 給与構造改革の経過措置の廃止（第2条関係）

給与構造改革の経過措置を平成27年4月以降廃止すること。

5 附則関係（施行期日等）

(1) この条例は、公布の日から施行する。ただし、2(1)は平成27年1月1日から、2(2)（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2(3)及び2(4)は平成27年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 1は平成26年4月1日から、2(2)（平成26年度の支給割合改定に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

(3) 寒冷地手当の支給地域を改めることに伴い、所要の経過措置を講ずること。（附則第4項～附則第7項関係）

(4) 所要の経過措置等を講ずること。（附則第3項、第8項及び第9項関係）

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

第1 改正の趣旨

特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額を改定しようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額に係る調整数を1.25から1に引き下げること。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行すること。(附則関係)

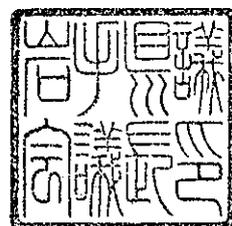
議 第 203 号

平成 26年 11月 26日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司 様

岩手県議会議長 千 葉 伝



条例案に対する意見について

今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第11号 一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第19号 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

担当
 議会事務局議事調査課
 議事管理担当 清川
 内線 6017



議案第8号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

		改正前	改正後																																																
1	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>424,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>541,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>617,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>844,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料月額	1		375,000	2		424,000	3		477,000	4		541,000	5		617,000	6		721,000	7		844,000	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>377,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>426,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>479,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>542,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>618,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>722,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>845,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料月額	1		377,000	2		426,000	3		479,000	4		542,000	5		618,000	6		722,000	7		845,000
号	給	給料月額																																																	
1		375,000																																																	
2		424,000																																																	
3		477,000																																																	
4		541,000																																																	
5		617,000																																																	
6		721,000																																																	
7		844,000																																																	
号	給	給料月額																																																	
1		377,000																																																	
2		426,000																																																	
3		479,000																																																	
4		542,000																																																	
5		618,000																																																	
6		722,000																																																	
7		845,000																																																	
2	2～5 [略] (給与条例等の適用除外等) 第9条 [略]	2～5 [略] (給与条例等の適用除外等) 第9条 [略]	2～5 [略] (給与条例等の適用除外等) 第9条 [略]																																																
2	特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。））」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職	特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。））」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職	特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。））」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職																																																

<p>員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>4 [略]</p>
<p>2 (給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の137.5</u>」と</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、</p>

<p>、 「100分の135」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の137.5</u>」とする。</p> <p>4 <u>略</u>】</p>	<p>「100分の135」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、</p> <p>「100分の135」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>4 <u>略</u>】</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は平成26年4月1日から、改正後の条例第9条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

平成26年11月27日提出

理由

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

岩手県知事 達 増 拓 也

議案第9号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

		改正前	改正後																																										
1	(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>398,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>459,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>522,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>605,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>704,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>804,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料月額	1		398,000	2		459,000	3		522,000	4		605,000	5		704,000	6		804,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>461,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>524,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>606,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>705,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>805,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料月額	1		400,000	2		461,000	3		524,000	4		606,000	5		705,000	6		805,000
号	給	給料月額																																											
1		398,000																																											
2		459,000																																											
3		522,000																																											
4		605,000																																											
5		704,000																																											
6		804,000																																											
号	給	給料月額																																											
1		400,000																																											
2		461,000																																											
3		524,000																																											
4		606,000																																											
5		705,000																																											
6		805,000																																											
2	第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>367,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>396,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料月額	1		330,000	2		367,000	3		396,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>332,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>369,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>398,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給	給料月額	1		332,000	2		369,000	3		398,000																		
号	給	給料月額																																											
1		330,000																																											
2		367,000																																											
3		396,000																																											
号	給	給料月額																																											
1		332,000																																											
2		369,000																																											
3		398,000																																											
	3～6 [略]	(給与条例の適用除外等)	3～6 [略]																																										
	第6条 [略]	(給与条例の適用除外等)	第6条 [略]																																										

<p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の152.5」とする。</p>	<p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>
<p>2 (給与条例の適用除外等) 第6条 [略] 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 [略] 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定は平成26年4月1日から、改正後の条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

平成26年11月27日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るもの)にあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>410,900円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,000円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るもの)にあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>412,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,300円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任</p>

命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（特定幹部職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額

の総額

3～5 [略]

附 則

1～29 [略]

命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額

の総額

3～5 [略]

附 則

1～29 [略]

(平成27年4月1日における号給の調整)

30 平成27年4月1日において39歳未満である職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。

31 平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して

<p>調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がな いものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位 の号給とする。</p> <p>32 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員（同日において 除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して 調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における 号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることと なる号給の1号給上位の号給とする。</p> <p>33 育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これら の規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は 、第6条の2第1項の規定の例による」とする。</p> <p>34 任期付短時間勤務職員に対する附則第30項から第32項までの規定の適用 については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、 その者の給料月額は、第6条の2第3項の規定の例による」とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短 時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 （以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回 数を考慮して38,300円の範囲内で人事委員会議決で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短 時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 （以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回 数を考慮して35,000円の範囲内で人事委員会議決で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>2</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短 時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 （以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回 数を考慮して35,000円の範囲内で人事委員会議決で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>3</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短 時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 （以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回 数を考慮して38,300円の範囲内で人事委員会議決で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第40条の2 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する中学校等に勤務する教育職員は、これらの学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものとする。

4 [略]

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

[略]

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第40条の2 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する中学校等に勤務する教育職員は、これらの学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものとする。

4 [略]

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 [略]

別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分 (第40条関係)

支給地域	区分
盛岡市	[略]
水沢市	
花巻市	[略]
[略]	
一関市	
江刺市	
二戸市	
岩手郡	
紫波郡	
稗貫郡	
和賀郡	
[略]	
西磐井郡のうち平泉町	[略]
東磐井郡のうち大東町、千厩町及び東山町	
気仙郡	

備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 [略]

別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分 (第40条関係)

支給地域	区分
盛岡市	[略]
宮古市 (平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。)	
花巻市	[略]
[略]	
一関市	
二戸市	
八幡平市	
奥州市	
滝沢市	
岩手郡	
紫波郡	
和賀郡	
[略]	[略]
西磐井郡	
気仙郡	

上閉伊郡のうち宮守村

下閉伊郡

[略]

[略]

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

[略]

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第5条関係)

職員の区分	職務の級号給	給料月額										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900	円
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900	円
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100	円
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300	円
再任用以外の職員	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400	円
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800	円
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300	円
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800	円
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200	円
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100	円
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900	円
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800	円
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600	円

14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		

43	201, 300	258, 500	302, 100	349, 400	372, 600	400, 600	443, 100	476, 800
44	202, 600	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700	401, 800	443, 800	477, 400
45	203, 800	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500	402, 500	444, 600	478, 200
46	205, 100	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400	403, 200	445, 400	
47	206, 400	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300	403, 900	446, 100	
48	207, 700	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200	404, 600	446, 900	
49	208, 800	266, 600	311, 800	359, 000	378, 200	405, 200	447, 500	
50	209, 900	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000	405, 900	448, 200	
51	211, 000	269, 100	315, 000	361, 000	379, 800	406, 600	449, 000	
52	212, 100	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600	407, 300	449, 800	
53	213, 300	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300	408, 000	450, 400	
54	214, 300	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000	408, 700	451, 200	
55	215, 300	274, 000	321, 500	365, 000	382, 700	409, 400	452, 000	
56	216, 300	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400	410, 000	452, 600	
57	217, 100	276, 400	324, 600	367, 000	383, 900	410, 600	453, 200	
58	218, 100	277, 500	325, 800	367, 700	384, 500	411, 200	454, 000	
59	219, 000	278, 600	327, 000	368, 400	385, 200	411, 800	454, 800	
60	220, 000	279, 700	328, 200	369, 100	385, 900	412, 400	455, 600	
61	220, 800	280, 900	329, 000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200	
62	221, 800	281, 900	329, 900	370, 200	387, 000	413, 600		
63	222, 800	282, 900	330, 700	370, 900	387, 600	414, 200		
64	223, 800	283, 900	331, 500	371, 600	388, 200	414, 800		
65	224, 500	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100		
66	225, 500	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700		
67	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400		
68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900		
69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400		
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100		
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800		

72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300	
87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000	
88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700	
89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200	
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			
98		299,800	348,600			
99		300,200	349,100			

職員 の区 分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級	
	号	給	給料月額	円																
再任 用職 員以 外の 職員	1		160,300	円	175,900	円	202,500	円	242,300	円	293,400	円	321,300	円	350,700	円	386,700	円	429,100	円
	2		162,000		177,700		204,500		244,100		295,700		323,600		353,000		388,900		431,000	
	3		163,800		179,500		206,500		245,900		298,000		325,900		355,300		391,100		432,900	
	4		165,500		181,300		208,500		247,700		300,300		328,200		357,600		393,200		434,800	
	5		167,000		183,200		210,500		249,600		302,300		330,600		359,700		395,100		436,200	
	6		168,900		185,500		212,500		251,500		304,600		332,800		361,900		397,100		437,900	
	7		170,700		187,800		214,500		253,400		306,900		335,100		364,100		399,100		439,500	
	8		172,600		190,100		216,400		255,200		309,200		337,400		366,300		400,900		441,100	
	9		174,300		192,300		218,500		256,800		311,300		339,400		368,300		402,800		442,700	
	10		176,000		194,900		220,300		258,700		313,600		341,700		370,500		404,800		444,400	
	11		177,700		197,400		222,100		260,500		315,900		344,000		372,700		406,900		446,100	
	12		179,400		199,900		223,900		262,300		318,200		346,300		374,900		409,000		447,800	
	13		181,300		202,300		225,800		264,000		320,300		348,400		377,100		410,800		449,000	
	14		183,400		204,100		227,700		265,600		322,600		350,600		379,300		412,900		450,600	
	15		185,500		205,900		229,600		267,200		324,900		352,800		381,500		415,000		452,400	
	16		187,600		207,700		231,500		268,700		327,200		355,000		383,700		417,100		454,200	
	17		189,800		209,600		233,100		270,000		329,200		357,200		385,500		418,900		455,800	
	18		192,200		211,500		234,900		271,900		331,500		359,300		387,500		420,600		457,600	
	19		194,600		213,400		236,700		273,700		333,700		361,400		389,600		422,300		459,400	
	20		197,000		215,200		238,500		275,500		336,000		363,500		391,600		424,000		461,200	
	21		199,500		216,900		240,300		277,000		338,100		365,700		393,500		425,700		462,800	
	22		201,300		218,700		241,800		278,900		340,200		367,700		395,600		427,300		464,600	
	23		203,100		220,500		243,300		280,800		342,300		369,800		397,700		428,800		466,300	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第42条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第5条関係）

24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	

53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100
54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800
55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500
56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000
57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700
58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300
59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000
60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700
61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400
62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800	
63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300	
64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900	
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400	
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000	
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600	
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900	
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600	
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200	
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800	
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400	
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000	
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600	
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200	
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800	
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500	
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500		
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100		
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700		

81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	434,200
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	434,800
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	435,400
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	436,000
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900	
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500	
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100	
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700	
94	304,100	328,300	355,200	389,500	424,300	
95	305,400	329,700	356,700	390,100	424,900	
96	306,700	331,100	358,200	390,600	425,500	
97	307,800	332,300	359,600	391,000	426,100	
98	309,000	333,600	360,800	391,400		
99	310,200	334,900	361,900	392,000		
100	311,400	336,200	363,100	392,500		
101	312,600	337,600	364,300	392,900		
102	313,700	338,600	365,400	393,400		
103	314,800	339,800	366,500	394,000		
104	315,900	341,000	367,700	394,500		
105	316,700	342,100	368,900	394,800		
106	317,300	343,200	369,500	395,300		
107	317,900	344,300	370,100	395,800		
108	318,600	345,400	370,700	396,100		
109	319,100	346,600	371,300	396,400		

110	319,600	347,600	371,800	396,900
111	320,200	348,600	372,400	397,400
112	320,800	349,600	372,900	397,900
113	321,600	350,500	373,300	398,200
114	322,300	351,400	373,700	398,700
115	323,000	352,400	374,300	399,200
116	323,800	353,400	374,800	399,700
117	324,400	354,500	375,200	400,100
118	325,200	355,000	375,700	400,600
119	326,000	355,600	376,300	401,100
120	326,800	356,200	376,800	401,600
121	327,400	356,600	376,900	402,000
122	327,800	357,000	377,500	402,500
123	328,300	357,500	378,100	403,000
124	328,800	357,900	378,500	403,500
125	329,100	358,300	379,000	403,900
126		358,700	379,500	
127		359,200	380,000	
128		359,600	380,500	
129		360,000	380,800	
130		360,400	381,300	
131		360,800	381,800	
132		361,200	382,300	
133		361,400	382,600	
134		361,900	383,100	
135		362,400	383,500	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	

139	363,900	385,300						
140	364,400	385,800						
141	364,700	386,100						
142	365,200							
143	365,700							
144	366,200							
145	366,500							
再任用職員	239,400	251,100	291,500	308,800	323,200	347,300		
							383,100	415,400

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表 (第5条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	号	給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
再任用職員以外の職員	1		円	150,900	円	195,100	円	256,100	円	332,300	円	423,100
	2			152,400		196,800		258,900		334,600		424,900
	3			153,900		198,400		261,700		336,900		426,700
	4			155,400		200,100		264,500		339,200		428,500
	5			157,100		201,900		267,100		341,500		430,100
	6			159,000		203,600		269,800		343,800		431,700
	7			160,800		205,300		272,400		346,100		433,600
	8			162,600		206,900		275,000		348,400		435,500
	9			164,400		208,700		277,600		350,600		437,300
	10			166,500		210,600		280,300		352,800		439,100
	11			168,500		212,500		283,000		355,000		441,000
	12			170,500		214,400		285,700		357,200		442,900
	13			172,500		216,100		288,300		359,400		444,600

14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
38	220,100	280,200	349,700	406,100	
39	221,900	282,800	351,900	407,500	
40	223,700	285,400	354,100	409,000	
41	225,600	287,900	356,200	410,700	
42	227,400	290,500	358,300	412,100	

43	229, 200	293, 000	360, 400	413, 500
44	230, 900	295, 500	362, 500	415, 100
45	232, 700	297, 800	364, 600	416, 700
46	234, 400	300, 400	366, 700	418, 000
47	236, 100	303, 000	368, 700	419, 600
48	237, 800	305, 700	370, 800	421, 200
49	239, 400	308, 200	372, 600	422, 900
50	241, 100	310, 700	374, 500	424, 300
51	242, 800	313, 200	376, 500	425, 900
52	244, 500	315, 700	378, 500	427, 500
53	245, 900	318, 100	380, 500	429, 200
54	247, 500	320, 300	382, 300	430, 700
55	249, 100	322, 500	384, 100	432, 300
56	250, 800	324, 700	385, 900	433, 900
57	252, 300	327, 000	387, 400	435, 400
58	253, 800	329, 200	389, 100	436, 900
59	255, 400	331, 400	390, 800	438, 300
60	257, 000	333, 500	392, 500	439, 800
61	258, 500	335, 700	393, 800	441, 400
62	260, 100	337, 900	395, 200	442, 900
63	261, 700	340, 100	396, 600	444, 400
64	263, 200	342, 300	397, 900	445, 900
65	264, 700	344, 300	399, 300	447, 600
66	266, 400	346, 500	400, 600	449, 100
67	268, 000	348, 700	402, 000	450, 600
68	269, 700	350, 900	403, 400	452, 200
69	271, 200	352, 900	404, 800	453, 800
70	272, 700	355, 000	406, 100	455, 300
71	274, 200	357, 100	407, 500	456, 900

72	275,700	359,200	408,900	458,500
73	276,900	361,000	410,200	460,000
74	278,300	362,900	411,600	461,000
75	279,700	364,900	413,000	462,000
76	281,100	366,800	414,400	462,800
77	282,500	368,800	415,600	463,600
78	283,700	370,500	416,900	
79	284,900	372,200	418,200	
80	286,100	373,900	419,600	
81	287,400	375,400	420,900	
82	288,600	376,900	422,200	
83	289,800	378,400	423,400	
84	291,000	379,900	424,700	
85	292,200	381,000	425,900	
86	293,400	382,400	427,100	
87	294,600	383,800	428,300	
88	295,800	385,200	429,400	
89	297,000	386,500	430,500	
90	298,200	387,800	431,500	
91	299,400	389,100	432,500	
92	300,600	390,400	433,500	
93	301,400	391,700	434,500	
94	302,500	392,900	435,600	
95	303,700	394,200	436,600	
96	304,900	395,500	437,700	
97	305,900	396,900	438,600	
98	307,000	397,900	439,300	
99	308,100	399,000	440,100	
100	309,200	400,100	440,700	

101	310, 100	401, 000	441, 500
102	311, 200	402, 000	442, 100
103	312, 300	403, 100	442, 700
104	313, 400	404, 200	443, 300
105	314, 000	404, 900	443, 800
106	314, 900	405, 900	444, 400
107	315, 700	406, 900	445, 000
108	316, 500	407, 900	445, 600
109	317, 400	408, 700	446, 200
110	317, 800	409, 600	
111	318, 300	410, 500	
112	318, 800	411, 300	
113	319, 400	411, 900	
114	319, 800	412, 600	
115	320, 300	413, 300	
116	320, 800	414, 000	
117	321, 400	414, 700	
118	321, 900	415, 500	
119	322, 400	416, 100	
120	322, 900	416, 900	
121	323, 400	417, 500	
122	323, 800	417, 900	
123	324, 300	418, 400	
124	324, 800	418, 700	
125	325, 400	419, 100	
126	325, 700	419, 600	
127	326, 000	420, 100	
128	326, 300	420, 600	

129	326, 600	421, 000		
130	326, 900	421, 500		
131	327, 200	422, 000		
132	327, 500	422, 500		
133	327, 700	422, 900		
134	327, 900	423, 400		
135	328, 100	423, 900		
136	328, 400	424, 400		
137	328, 700	424, 800		
138	328, 900			
139	329, 200			
140	329, 500			
141	329, 700			
142	329, 900			
143	330, 200			
144	330, 400			
145	330, 700			
146	330, 900			
147	331, 200			
148	331, 500			
149	331, 700			
150	331, 900			
151	332, 200			
152	332, 500			
153	332, 700			
再任用職員	234, 000	277, 500	306, 800	335, 400
備考1				421, 200

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務するもの校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教

論、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級		1 級		2 級		特2級		3 級		4 級	
	号	給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	1	円	150,900	166,700	175,100	256,100	287,700	412,700				円
	2		152,400	168,800	177,300	258,900	290,800	414,200				
	3		153,900	170,900	179,500	261,700	293,900	415,700				
	4		155,400	173,100	181,700	264,500	297,000	417,200				
	5		157,100	175,100	184,000	267,100	299,700	418,600				
	6		159,000	177,300	186,800	269,800	302,600	420,100				
	7		160,800	179,500	189,500	272,400	305,700	421,700				
	8		162,600	181,700	192,200	275,000	308,800	423,300				
	9		164,400	184,000	195,100	277,600	311,800	424,700				
	10		166,500	186,800	196,800	280,300	314,700	426,100				
	11		168,500	189,500	198,400	283,000	317,600	427,500				
	12		170,500	192,200	200,100	285,700	320,500	428,900				
	13		172,500	195,100	201,900	288,300	323,200	430,200				
	14		174,700	196,800	203,600	290,900	325,500	431,600				
	15		176,900	198,400	205,300	293,600	327,700	433,000				
	16		179,100	200,100	206,900	296,300	330,000	434,400				
	17		181,400	201,900	208,700	299,000	332,300	435,600				
	18		184,000	203,600	211,500	301,700	334,600	436,900				
	19		186,500	205,300	214,300	304,400	336,900	438,100				
	20		189,000	206,900	217,100	307,100	339,200	439,400				
	21		191,500	208,700	220,000	309,800	341,500	440,500				

再任用職員以外の職員

22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
38	219,400	249,000	349,100	374,300	
39	221,100	251,800	351,100	375,900	
40	222,800	254,600	353,100	377,500	
41	224,600	257,400	355,000	378,800	
42	226,400	260,000	356,800	380,300	
43	228,200	262,600	358,600	381,800	
44	229,900	265,200	360,400	383,300	
45	231,800	267,600	362,200	384,900	
46	233,500	270,200	363,900	386,500	
47	235,200	272,700	365,600	388,100	
48	236,900	275,200	367,200	389,700	
49	238,600	277,700	368,600	391,100	
50	240,300	280,200	370,200	392,600	

51	242,000	282,800	371,900	394,100
52	243,600	285,400	373,600	395,600
53	244,900	287,900	375,200	396,800
54	246,600	290,500	376,700	398,100
55	248,200	293,000	378,200	399,200
56	249,900	295,500	379,700	400,400
57	251,300	297,800	381,200	401,900
58	252,800	300,400	382,600	403,100
59	254,300	303,000	384,000	404,400
60	255,800	305,700	385,400	405,700
61	257,300	308,200	386,300	407,000
62	258,800	310,700	387,500	408,000
63	260,300	313,200	388,700	409,400
64	261,700	315,700	389,900	410,800
65	263,000	318,100	391,000	412,000
66	264,600	320,300	392,200	413,100
67	266,200	322,500	393,200	414,300
68	267,700	324,700	394,300	415,500
69	269,400	327,000	395,500	416,500
70	270,900	329,200	396,500	417,700
71	272,400	331,400	397,600	418,900
72	273,900	333,500	398,800	420,100
73	275,100	335,700	399,900	420,900
74	276,400	337,900	401,000	421,700
75	277,700	340,100	402,100	422,500
76	279,000	342,300	403,200	423,300
77	280,400	344,200	404,100	423,900
78	281,600	346,100	405,100	424,700
79	282,800	348,000	406,100	425,400

80	284,000	349,900	407,100	426,100
81	285,300	351,700	407,900	426,900
82	286,400	353,500	408,700	427,500
83	287,600	355,300	409,500	428,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	

109	306, 500	387, 100	
110	306, 700	388, 100	
111	307, 000	389, 100	
112	307, 300	390, 100	
113	307, 500	390, 700	
114	307, 700	391, 600	
115	307, 900	392, 500	
116	308, 200	393, 400	
117	308, 500	394, 200	
118	308, 800	395, 000	
119	309, 100	395, 800	
120	309, 400	396, 600	
121	309, 500	397, 200	
122	309, 700	398, 000	
123	310, 000	398, 700	
124	310, 300	399, 400	
125	310, 500	400, 100	
126		400, 800	
127		401, 300	
128		401, 900	
129		402, 600	
130		403, 200	
131		403, 900	
132		404, 500	
133		404, 800	
134		405, 400	
135		406, 000	
136		406, 400	

424, 900

137	406,800			
138	407,400			
139	408,000			
140	408,600			
141	409,000			
142	409,600			
143	410,200			
144	410,800			
145	411,200			
146	411,800			
147	412,400			
148	413,000			
149	413,400			
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600
				411,000

備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	号	給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
再任用職員以外の職員	1		137,700	187,200	276,800	333,700	393,700			
	2		138,800	189,700	279,600	335,900	396,600			
	3		140,000	192,100	282,400	338,100	399,500			
	4		141,100	194,500	285,200	340,300	402,300			
	5		142,200	197,000	287,700	342,300	404,600			

6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800



35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100

64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
74	264,100	322,600	394,000		
75	265,500	323,700	394,700		
76	266,900	324,800	395,400		
77	268,000	325,900	396,100		
78	269,200	326,900	396,700		
79	270,500	327,900	397,300		
80	271,800	328,900	397,900		
81	273,200	330,000	398,500		
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200	403,900		
91	285,500	335,700	404,600		
92	286,700	336,200	405,300		

93	287, 800	336, 500
94	288, 800	336, 900
95	289, 800	337, 400
96	290, 800	337, 900
97	291, 400	338, 500
98	292, 300	339, 000
99	293, 200	339, 500
100	294, 100	340, 000
101	295, 000	340, 500
102	295, 700	341, 000
103	296, 400	341, 500
104	297, 100	342, 000
105	297, 900	342, 500
106	298, 400	342, 900
107	298, 900	343, 400
108	299, 400	343, 900
109	299, 600	344, 400
110	300, 000	344, 800
111	300, 300	345, 300
112	300, 600	345, 700
113	300, 900	346, 200
114	301, 200	346, 600
115	301, 500	347, 100
116	301, 800	347, 500
117	302, 100	348, 000
118	302, 500	348, 400
119	302, 900	348, 900
120	303, 300	349, 300

405, 700

再任用職員	121	303,600	349,700	286,900	330,100	389,800
		215,700	261,200			

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表 (第5条関係)

ア 医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級	
	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
1	240,100	249,900	325,700	337,800	392,600	404,000	468,600	477,800
2	242,600	253,700	328,800	341,100	395,500	406,800	470,900	480,000
3	245,100	257,500	331,900	344,400	398,400	409,600	473,200	482,200
4	247,600	261,300	335,000	347,700	401,300	412,400	475,500	484,400
5								
6								
7								
8								
9	264,900	264,900	350,700	350,700	415,000	415,000	486,500	486,500
10	268,900	268,900	353,900	353,900	417,700	417,700	488,600	488,600
11	272,900	272,900	357,100	357,100	420,400	420,400	490,700	490,700
12	276,900	276,900	360,300	360,300	423,100	423,100	492,800	492,800
13	280,700	280,700	363,400	363,400	425,600	425,600	494,900	494,900
14	284,700	284,700	367,100	367,100	428,100	428,100	497,000	497,000
15	288,700	288,700	370,700	370,700	430,500	430,500	499,100	499,100
16	292,700	292,700	374,400	374,400	433,000	433,000	501,200	501,200
17	296,500	296,500	378,000	378,000	435,200	435,200	503,300	503,300
18	300,100	300,100	380,700	380,700	437,600	437,600	505,300	505,300

19	303, 700	383, 500	440, 000	507, 300
20	307, 300	386, 300	442, 400	509, 300
21	311, 000	389, 200	444, 500	511, 100
22	314, 800	391, 800	446, 900	512, 900
23	318, 500	394, 400	449, 300	514, 800
24	322, 200	397, 000	451, 600	516, 700
25	325, 800	399, 400	453, 800	518, 400
26	328, 600	401, 700	456, 100	520, 200
27	331, 400	404, 000	458, 400	522, 000
28	334, 200	406, 300	460, 700	523, 800
29	337, 000	408, 700	462, 900	525, 700
30	339, 400	410, 800	465, 200	527, 500
31	341, 800	412, 800	467, 500	529, 300
32	344, 200	414, 900	469, 800	531, 100
33	346, 600	417, 000	471, 800	532, 700
34	349, 100	419, 000	473, 900	534, 500
35	351, 500	421, 000	476, 000	536, 200
36	354, 000	423, 000	478, 100	538, 000
37	356, 400	425, 100	480, 200	539, 600
38	358, 800	427, 100	482, 000	541, 200
39	361, 200	429, 100	483, 800	542, 600
40	363, 600	431, 100	485, 600	544, 200
41	365, 900	433, 100	487, 300	545, 700
42	367, 400	434, 900	489, 100	547, 100
43	368, 900	436, 700	490, 900	548, 500
44	370, 400	438, 500	492, 700	549, 800
45	371, 900	440, 400	494, 300	551, 000
46	373, 300	442, 200	496, 000	552, 000
47	374, 800	444, 000	497, 800	553, 000

48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	

77	473,700	528,100
78	474,300	529,000
79	474,900	529,900
80	475,400	530,800
81	476,000	531,600
82	476,500	532,500
83	477,000	533,400
84	477,500	534,300
85	477,900	535,100
86	478,500	536,000
87	478,900	536,900
88	479,400	537,800
89	479,900	538,600
90	480,500	
91	481,100	
92	481,500	
93	482,000	
94	482,600	
95	483,200	
96	483,800	
97	484,300	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	号	給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
再任 用職 員以	1	円	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400	円	円	円	円	円
	2	円	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	円	円	円	円	円

32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	

61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300	
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800	
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400	
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000	
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500	
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100	
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
86		293,000	329,600	350,900	394,600	
87		293,200	329,800	351,200	395,200	
88		293,400	330,200	351,500	395,800	

89	293,800	330,600	351,900	396,500	
90	294,000	331,000	352,200		
91	294,200	331,400	352,600		
92	294,400	331,800	352,900		
93	294,800	332,200	353,300		
94	295,000	332,400	353,600		
95	295,200	332,800	354,000		
96	295,500	333,100	354,300		
97	295,900	333,300	354,600		
98	296,200	333,600	355,000		
99	296,500	333,900	355,400		
100	296,800	334,200	355,800		
101	297,100	334,400	356,300		
102	297,300	334,700	356,700		
103	297,600	335,100	357,100		
104	297,900	335,300	357,500		
105	298,200	335,400	358,000		
106		335,700			
107		336,100			
108		336,300			
109		336,500			
110		336,900			
111		337,300			
112		337,700			
113		337,900			
再任用職員	186,800	213,500	259,300	285,500	327,000
370,000					

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500						
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700						
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900						
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100						
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300						
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500						
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700						
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900						
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600						
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600						
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600						
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600						
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800						
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900						
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000						
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100						
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100						
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200						
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300						
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400						
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200						
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300						
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400						
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500						

再任
用職
員以
外の
職員

25	198, 800	224, 300	265, 100	291, 400	330, 600	383, 500
26	200, 100	226, 000	266, 700	293, 200	332, 100	385, 200
27	201, 400	227, 700	268, 200	295, 000	333, 600	387, 100
28	202, 700	229, 400	269, 800	296, 800	335, 200	389, 000
29	203, 900	231, 200	271, 400	298, 400	336, 600	390, 900
30	205, 100	232, 700	273, 000	300, 100	338, 100	392, 700
31	206, 400	234, 200	274, 600	301, 800	339, 600	394, 600
32	207, 600	235, 600	276, 200	303, 500	341, 100	396, 500
33	208, 900	237, 000	277, 800	305, 000	342, 800	398, 200
34	210, 200	238, 400	279, 300	306, 600	344, 400	399, 900
35	211, 500	239, 800	280, 800	308, 200	346, 000	401, 700
36	212, 800	241, 200	282, 200	309, 800	347, 600	403, 500
37	214, 200	242, 500	283, 800	311, 300	349, 300	405, 100
38	215, 600	243, 800	285, 200	312, 900	350, 900	406, 900
39	217, 000	245, 100	286, 700	314, 500	352, 500	408, 700
40	218, 400	246, 400	288, 200	316, 100	354, 100	410, 500
41	219, 500	247, 400	289, 800	317, 700	355, 300	412, 000
42	220, 900	248, 700	291, 400	319, 200	356, 800	413, 700
43	222, 300	249, 900	293, 000	320, 600	358, 300	415, 400
44	223, 700	251, 200	294, 600	322, 100	359, 800	417, 000
45	225, 100	252, 300	296, 000	323, 300	361, 400	418, 400
46	226, 600	253, 700	297, 500	324, 700	362, 500	420, 000
47	228, 100	255, 100	299, 000	326, 100	364, 000	421, 500
48	229, 500	256, 500	300, 500	327, 600	365, 300	423, 000
49	230, 700	257, 700	301, 800	328, 900	366, 700	424, 600
50	232, 100	259, 200	303, 200	330, 300	368, 100	426, 100
51	233, 500	260, 600	304, 600	331, 600	369, 500	427, 600
52	234, 900	262, 000	306, 000	333, 000	370, 900	429, 100
53	236, 200	263, 500	307, 500	334, 400	372, 400	430, 500

54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	

83	273, 600	306, 500	343, 400	365, 900	394, 700
84	274, 700	307, 800	344, 500	366, 400	395, 300
85	275, 600	308, 900	345, 400	367, 000	395, 800
86	276, 600	310, 100	346, 400	367, 500	396, 400
87	277, 700	311, 300	347, 300	368, 100	397, 000
88	278, 800	312, 500	348, 300	368, 600	397, 600
89	279, 800	313, 800	349, 400	369, 000	398, 000
90	280, 800	315, 000	350, 200	369, 500	398, 500
91	281, 800	316, 200	351, 000	370, 100	399, 100
92	282, 800	317, 400	351, 800	370, 600	399, 700
93	283, 800	318, 300	352, 500	370, 900	400, 200
94	284, 800	319, 000	353, 100	371, 400	400, 700
95	285, 800	319, 700	353, 800	371, 900	401, 300
96	286, 800	320, 300	354, 400	372, 200	401, 900
97	287, 700	321, 000	354, 800	372, 800	402, 400
98	288, 500	321, 300	355, 200	373, 300	
99	289, 300	322, 000	355, 700	373, 800	
100	290, 200	322, 700	356, 100	374, 300	
101	291, 000	323, 100	356, 600	374, 900	
102	291, 800	323, 700	357, 000	375, 400	
103	292, 600	324, 300	357, 500	375, 900	
104	293, 400	324, 900	357, 900	376, 300	
105	294, 100	325, 300	358, 200	376, 900	
106	294, 600	325, 800	358, 700	377, 400	
107	295, 100	326, 300	359, 200	377, 900	
108	295, 600	326, 800	359, 500	378, 400	
109	295, 800	327, 200	360, 000	379, 000	
110	296, 200	327, 600	360, 500	379, 500	
111	296, 400	327, 900	361, 000	380, 000	

112	296, 800	328, 300	361, 500	380, 500
113	297, 100	328, 700	362, 000	381, 100
114	297, 300	329, 100	362, 500	
115	297, 700	329, 500	363, 000	
116	298, 000	329, 800	363, 400	
117	298, 300	330, 000	363, 800	
118	298, 600	330, 300	364, 300	
119	298, 900	330, 700	364, 800	
120	299, 300	330, 900	365, 300	
121	299, 600	331, 100	365, 700	
122	300, 000	331, 400	366, 200	
123	300, 400	331, 700	366, 700	
124	300, 800	332, 000	367, 200	
125	301, 000	332, 200	367, 600	
126	301, 200	332, 500		
127	301, 600	332, 900		
128	302, 000	333, 100		
129	302, 200	333, 200		
130	302, 500	333, 600		
131	302, 900	334, 000		
132	303, 300	334, 200		
133	303, 500	334, 500		
134	303, 800	334, 900		
135	304, 200	335, 300		
136	304, 500	335, 700		
137	304, 700	336, 000		
138	305, 000	336, 400		
139	305, 400	336, 800		
140	305, 700	337, 200		

141	305,900	337,500
142	306,300	337,900
143	306,700	338,300
144	307,000	338,700
145	307,100	339,000
146	307,400	339,400
147	307,700	339,800
148	308,100	340,200
149	308,300	340,500
150	308,500	340,900
151	308,800	341,300
152	309,100	341,700
153	309,500	342,000
154	309,700	
155	309,900	
156	310,200	
157	310,600	
158	310,900	
159	311,200	
160	311,500	
161	311,900	
162	312,200	
163	312,500	
164	312,800	
165	313,200	
166	313,500	
167	313,800	
168	314,100	

169	314,500			
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500
				330,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
附則 1～7 [略]	(給料の切替えに伴う経過措置)	附則 1～7 [略]	(給料の切替えに伴う経過措置)
8	施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。))には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	8	施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。))には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
9～24 [略]		9～24 [略]	
備考	改正部分は、下線の部分である。		

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中表2の項の改正部分 平成27年1月1日

(2) 第1条中表3の項の改正部分並びに附則第4項から第7項まで及び第10項から第12項までの規定 平成27年4月1日

2 第1条(表3の項の改正部分を除く。)の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第26条の2第1項及び別表第1から別表第5までの規定は平成26年4月1日から、同条例第39条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会において、必要な調整を行うことができる。

(寒冷地手当に関する経過措置)

4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第6条第11項に規定する再任用職員及び給与条例第6条の2第3項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)をいう。

ア 第1条の規定による改正前の給与条例(附則第8項において「改正前の条例」という。))別表第6の左欄に掲げる支給地域に居住する職員

イ 第1条中表3の項の改正部分の施行の日(以下「一部施行日」という。))の前日において給与条例第40条第1項の知事が必要と認める職員に該当する職員

(2) 新寒冷地等居住等職員 給与条例第40条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。

(3) 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。

(4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与条例別表第6に規定する4級地をその支給地域の区分(給与条例第40条第2項の支給地域の区分をいう。))と、基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。))におけるその基準世帯等区分(当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分(同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、給与条例別表第7の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。))をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

5 基準日(その属する月が平成28年3月までのものに限る。))において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、給与条例第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

6 基準日(その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。))において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与条例第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

7 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与条例第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（給与の内払）

8 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

10 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
支給地域	区分	支給地域	区分
盛岡市	[略]	盛岡市	[略]
水沢市		宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。）	
花巻市		花巻市	
[略]		[略]	
一関市		一関市	
江刺市		二戸市	
二戸市		八幡平市	
		奥州市	

滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 [略] 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 [略]

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 [略] 西磐井郡のうち平泉町 東磐井郡のうち大東町、千厩町及び東山町 気仙郡 上閉伊郡のうち直守村 下閉伊郡 [略]
--

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

11 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和35年岩手県条例第32号) の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表 寒冷地手当の支給地域及びその区分 (第13条関係)	支給地域	寒冷地手当の支給地域及びその区分 (第13条関係)	支給地域
盛岡市 水沢市	区分 [略]	盛岡市	区分 [略]
		宮古市 (平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里	

村及び川井村の区域に限る。)

花巻市

[略]

一関市

二戸市

八幡平市

奥州市

滝沢市

岩手郡

紫波郡

和賀郡

[略]

西磐井郡

気仙郡

下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

[略]

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

花巻市

[略]

一関市

江刺市

二戸市

岩手郡

紫波郡

稗貫郡

和賀郡

[略]

西磐井郡のうち平泉町

東磐井郡のうち大東町、千厩町及び東山町

気仙郡

上閉伊郡のうち宮守村

下閉伊郡

[略]

[略]

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

議案第11号

一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 適用区分表（第2条関係）			別表 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
特別支援 学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする校長、 副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及 び実習助手 (2) 養護教諭、栄養教諭、養護助教諭及び寄宿舍 指導員 (3) 校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教 諭、講師及び実習助手（(1)に掲げる者を除く。）	1.25 <u>1</u>	特別支援 学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする校長、 副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及 び実習助手 (2) 養護教諭、栄養教諭、養護助教諭及び寄宿舍 指導員	<u>1</u>
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年11月27日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額を改定する等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>6,400円</u>の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、同項第1号アの業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事したものである場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>8,000円</u>の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、同項第1号アの業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事したものである場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
2	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
- この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第19条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

平成26年11月27日提出

岩手県知事 遠 増 拓 也

理由

教員特殊業務手当の支給限度額を引き上げ、及び県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～31 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の72.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～31 [略]</p> <p>(平成27年4月1日における号給の調整)</p> <p>32 平成27年4月1日において39歳未満である職員(同日において、その職</p>

務の級における最高の号給を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第7条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして県人事委員会規則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、県人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。

33 平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして県人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、県人事委員会規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。

34 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして県人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

35 育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第7条の2第1項の規定の例による」とする。

36 任期付短時間勤務職員に対する附則第32項から第34項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第7条の2第3項の規定の例による」とする。

(通勤手当)

第24条 [略]

(通勤手当)

第24条 [略]

2

<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して<u>38,300円</u>の範囲内で県人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して<u>35,000円</u>の範囲内で県人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、<u>県立学校職員の例</u>による。<u>この場合において、県立学校職員については人事委員会が定めるものとされている事項については、県人事委員会規則で定める。</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、<u>県立学校職員の例</u>による。<u>ただし、一般職の職員の特殊勤務手当に關する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第19条の2の規定の例による教員特殊業務手当の支給を受ける者の範囲には、主幹教諭を含むものとする。</u></p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又</p>

は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第4 寒冷地手当の支給地域及びその区分 (第31条関係)

支給地域	区分
盛岡市	[略]
宮古市 (平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。)	
花巻市	
[略]	
一関市	
二戸市	
八幡平市	
奥州市	
滝沢市	
岩手郡	
紫波郡	
和賀郡	
[略]	
西磐井郡	

は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第4 寒冷地手当の支給地域及びその区分 (第31条関係)

支給地域	区分
盛岡市	[略]
水沢市	
花巻市	
[略]	
一関市	
江刺市	
二戸市	
岩手郡	
紫波郡	
稗貫郡	
和賀郡	
[略]	
西磐井郡のうち平泉町	

12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	

41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			

69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300	
87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000	
88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700	
89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200	
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			

97	299, 500	348, 100
98	299, 800	348, 600
99	300, 200	349, 100
100	300, 600	349, 400
101	300, 800	349, 700
102	301, 100	350, 100
103	301, 500	350, 500
104	301, 800	350, 900
105	302, 000	351, 400
106	302, 300	351, 800
107	302, 700	352, 200
108	303, 000	352, 600
109	303, 200	353, 100
110	303, 600	353, 500
111	304, 000	353, 900
112	304, 300	354, 200
113	304, 400	354, 700
114	304, 700	
115	305, 000	
116	305, 400	
117	305, 600	
118	305, 800	
119	306, 100	
120	306, 400	
121	306, 800	
122	307, 000	
123	307, 300	
124	307, 600	

21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
38	219,400	249,000	349,100	374,300	
39	221,100	251,800	351,100	375,900	
40	222,800	254,600	353,100	377,500	
41	224,600	257,400	355,000	378,800	
42	226,400	260,000	356,800	380,300	
43	228,200	262,600	358,600	381,800	
44	229,900	265,200	360,400	383,300	
45	231,800	267,600	362,200	384,900	
46	233,500	270,200	363,900	386,500	
47	235,200	272,700	365,600	388,100	
48	236,900	275,200	367,200	389,700	
49	238,600	277,700	368,600	391,100	

50	240,300	280,200	370,200	392,600
51	242,000	282,800	371,900	394,100
52	243,600	285,400	373,600	395,600
53	244,900	287,900	375,200	396,800
54	246,600	290,500	376,700	398,100
55	248,200	293,000	378,200	399,200
56	249,900	295,500	379,700	400,400
57	251,300	297,800	381,200	401,900
58	252,800	300,400	382,600	403,100
59	254,300	303,000	384,000	404,400
60	255,800	305,700	385,400	405,700
61	257,300	308,200	386,300	407,000
62	258,800	310,700	387,500	408,000
63	260,300	313,200	388,700	409,400
64	261,700	315,700	389,900	410,800
65	263,000	318,100	391,000	412,000
66	264,600	320,300	392,200	413,100
67	266,200	322,500	393,200	414,300
68	267,700	324,700	394,300	415,500
69	269,400	327,000	395,500	416,500
70	270,900	329,200	396,500	417,700
71	272,400	331,400	397,600	418,900
72	273,900	333,500	398,800	420,100
73	275,100	335,700	399,900	420,900
74	276,400	337,900	401,000	421,700
75	277,700	340,100	402,100	422,500
76	279,000	342,300	403,200	423,300
77	280,400	344,200	404,100	423,900
78	281,600	346,100	405,100	424,700

79	282,800	348,000	406,100	425,400
80	284,000	349,900	407,100	426,100
81	285,300	351,700	407,900	426,900
82	286,400	353,500	408,700	427,500
83	287,600	355,300	409,500	428,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	

108	306, 300	386, 200	424, 400
109	306, 500	387, 100	424, 900
110	306, 700	388, 100	
111	307, 000	389, 100	
112	307, 300	390, 100	
113	307, 500	390, 700	
114	307, 700	391, 600	
115	307, 900	392, 500	
116	308, 200	393, 400	
117	308, 500	394, 200	
118	308, 800	395, 000	
119	309, 100	395, 800	
120	309, 400	396, 600	
121	309, 500	397, 200	
122	309, 700	398, 000	
123	310, 000	398, 700	
124	310, 300	399, 400	
125	310, 500	400, 100	
126		400, 800	
127		401, 300	
128		401, 900	
129		402, 600	
130		403, 200	
131		403, 900	
132		404, 500	
133		404, 800	
134		405, 400	
135		406, 000	
136		406, 400	

137	406,800				
138	407,400				
139	408,000				
140	408,600				
141	409,000				
142	409,600				
143	410,200				
144	410,800				
145	411,200				
146	411,800				
147	412,400				
148	413,000				
149	413,400				
再任用職員		225,200	301,800	328,600	411,000

備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額						
再任用職員以外の職員	円 142,400	円 180,300	円 215,500	円 243,700	円 281,300	円 330,200	円 376,400
1	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
2	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
3	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
4							

5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500

34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	

63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300	
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800	
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400	
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000	
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500	
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100	
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
86		293,000	329,600	350,900	394,600	
87		293,200	329,800	351,200	395,200	
88		293,400	330,200	351,500	395,800	
89		293,800	330,600	351,900	396,500	
90		294,000	331,000	352,200		
91		294,200	331,400	352,600		

92	294,400	331,800	352,900		
93	294,800	332,200	353,300		
94	295,000	332,400	353,600		
95	295,200	332,800	354,000		
96	295,500	333,100	354,300		
97	295,900	333,300	354,600		
98	296,200	333,600	355,000		
99	296,500	333,900	355,400		
100	296,800	334,200	355,800		
101	297,100	334,400	356,300		
102	297,300	334,700	356,700		
103	297,600	335,100	357,100		
104	297,900	335,300	357,500		
105	298,200	335,400	358,000		
106		335,700			
107		336,100			
108		336,300			
109		336,500			
110		336,900			
111		337,300			
112		337,700			
113		337,900			
再任用職員	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000
370,000					

備考 この表は、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

(市町立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市町立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(県人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>9～15 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(県人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>9～15 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表2の項の改正部分 平成27年1月1日
- (2) 第1条中表3の項の改正部分及び附則第4項から第7項までの規定 平成27年4月1日

2 第1条(表3の項の改正部分を除く。)の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例別表第1から別表第3までの規定は平成26年4月1日から、同条例第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）第7条第11項に規定する再任用職員及び給与等条例第7条の2第3項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）をいう。
 - ア 第1条の規定による改正前の給与等条例（附則第8項において「改正前の条例」という。）別表第4の左欄に掲げる支給地域に居住する職員
 - イ 第1条中表3の項の改正部分の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において給与等条例第31条第1項の知事が必要と認める職員に該当する職員
 - (2) 新寒冷地等居住等職員 給与等条例第31条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。
 - (4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与等条例別表第4に規定する4級地をその支給地域の区分（給与等条例第31条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与等条例別表第5の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したと見たならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 5 基準日（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。
- 6 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 7 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

(給与の内払)

- 8 第1条の規定による改正後の給与等条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(県人事委員会規則への委任)
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。
平成26年11月27日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の平成26年10月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 19 号

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係） 適用区分表		別表（第2条関係） 適用区分表	
勤務箇所	職員	勤務箇所	職員
小学校及び 中学校	[略]	小学校及び 中学校	[略]
	調整数		調整数
	1.25		1
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年11月27日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。